

景観形成事業推進費の対象事業に係る評価結果検討調査

Research on the evaluation of projects which improve the visual quality of infrastructure

(研究期間 平成 17 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長	松江 正彦
Head	Masahiko MATSUE
主任研究官	小栗ひとみ
Senior Researcher	Hitomi OGURI
研究官	福井 恒明
Researcher	Tsuneaki FUKUI

The criteria for the visual quality of infrastructure are needed for the proper appropriation of the budget for the visual quality improvement project. To establish the criteria, the purposes of this research are: 1) to select the superior projects among the existing river projects. 2) to clarify the point of each design in the aspect of both engineering and visual quality.

〔研究目的及び経緯〕

景観形成事業推進費の事業採択においては、評価の考え方や尺度をとりまとめた「景観形成事業推進費の手引き(案)」が公開され、配分の客観性・透明性を高めるための配慮がなされている。しかし、手引きを活用した評価をより事業や地域の実情に即したものにしていくなめには、配分結果の事後評価を行い、要求時における評価と比較検討することで、手引きによる評価手法の妥当性を検証し、その見直しに反映させることが必要である。事後評価にあたっては、良い景観に関しての具体的なイメージを共有することが重要であることから、本調査を通じて、事後評価の判断材料となる景観デザインの規範像を明らかにするものである。

〔研究内容〕

河川分野を対象として、全国的な統一の設計基準が普及せず、地域ごとあるいは施設ごとにデザインが工夫された近世・近代(戦前、戦後初期)の構造物と、それ以降に造られた構造物で一定期間人々の目に触れ、デザイン的に評価が定まったもの(完成から概ね 30 年程度が経過したもの)をリストアップし、規範となりうる景観デザインの事例候補を選定した。次に、これら候補事例に関する設計図やデザイン意図等の設計資料を現地調査および資料調査により収集し、河川分野における景観デザインの規範像をとりまとめた。検討にあたっては、土木学会景観・デザイン委員会内に、景観、河川、文化財の専門家による委員会(委員長: 齋藤潮東京工業大学教授)を設置し、規範についての議論を進めた。

〔研究成果〕

1. 規範となりうる事例の選定

文化財、近代土木遺産等に関わる既存文献・資料から抽出した 526 事例を対象として、近代文化遺産におけるランク付けや文献資料の記述などを参考に 116 事例まで絞り込みを行い、委員会での検討を経て次の 16 事例を規範候補として選定した。

(河川)

- ① 太田川・基町護岸(広島県広島市)
- ② 城崎・大谿川護岸(兵庫県豊岡市)
- ③ 鴨川・護岸(京都府京都市)
- ④ 夙川・護岸(兵庫県西宮市)
- ⑤ 荒川・岩淵水門(東京都北区)
- ⑥ 木曾川・船頭平閘門(愛知県愛西市)
- ⑦ 木曾川・ケレップ水制群(岐阜県・愛知県)
- ⑧ 筑後川・山田堰(福岡県朝倉町)
- ⑨ 釜無川・信玄堤・水防林(山梨県甲斐市)

(ダム)

- ① 立ヶ畑ダム(兵庫県神戸市)
- ② 布引ダム(兵庫県神戸市)
- ③ 小牧ダム(富山県砺波市)
- ④ 白水ダム(大分県竹田市)

(砂防)

- ① 牛伏川フランス式流路工(長野県松本市)
- ② 大源太川砂防堰堤(新潟県湯沢町)
- ③ 羽根谷砂防堰堤(岐阜県海津市)

2. 規範となりうる事例選定の観点

規範となりうる事例の選定について、委員会では次のような観点が挙げられた。

- ①社会基盤施設としての機能を現在でも十分に果たしていること。
- ②時間の経過とともに周辺の景観になじみ、よく納まること。短期間のうちに劣化しないこと。
- ③単に見た目の美しさや使いやすさへの配慮だけでなく、川の特性を理解した上で形や空間利用の用途が定められていること。
- ④河川と背後地との間になんらかの関係性があり、河川区域外を含めた空間全体が良好な景観を形成していること。

3. 規範として参照すべき情報項目

景観デザインの良し悪しを判断できる能力を向上させるためには、規範となりうる事例から全体のバランスや細部のおさまりなどを具体的に知り、デザインセンスを磨くことが重要である。規範像を共有するために必要な情報としては、以下のような項目が考えられるが、これら情報を一元的に収集・整理し、手元で日常的に参照でき、計画・設計・評価に関わる者が共通認識を得られるような形態で整理しておく必要がある。

- ① 設計図：平面図、断面図、正面図、立面図、詳細図など、寸法や縮尺が明記されているもの。
- ② 位置図：周辺地形や背後地との関係がわかるもの。
- ③ 写真：空間全体の構成やスケール感、部分詳細のイメージがわかるもの。
- ④ 緒元：所在地、管理者、設計者、施工者、建設年、主な構造など。
- ⑤ 設置の経緯とデザインの特徴、設計意図：形状の必然性や根拠など。

【成果の活用】

本調査の成果は、景観形成事業推進費の対象事業における事後評価を行う際に、景観形成の水準を判断する際の材料として活用されるばかりでなく、別途策定されている「河川景観ガイドライン」を補完する資料として、河川の景観計画・設計において参照されるものである。



図-1 規範となりうる事例

左上：太田川基町護岸、右上：鴨川護岸
左下：白水ダム、右下：牛伏川フランス式流路工